特定非営利活動法人 はるひの杜　定　款

第１章　総　則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人 はるひの杜と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を北海道滝川市に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、子ども及び地域住民に対して、学習支援及び居場所づくり、教育活動、体験活動、文化交流活動等を行い、誰もが安心して暮らし、学び、成長し、自分らしく生きることができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

１．保健、医療又は福祉の増進を図る活動
２．社会教育の推進を図る活動
３．まちづくりの推進を図る活動
４．観光の振興を図る活動
５．農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
６．学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
７．環境の保全を図る活動
８．地域安全活動
９．人権の擁護又は平和の推進を図る活動
10．男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11．子どもの健全育成を図る活動
12．情報化社会の発展を図る活動
13．職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

14. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業）

第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

１．フリースクールの運営に関する事業
２．学習支援に関する事業
３．通信制高校のサポートに関する事業
４．子育て支援に関する事業
５．子どもの健全育成に関する事業
６．日本語教育及び外国人支援に関する事業
７．日本語教材の企画、制作及び普及に関する事業
８．子ども及び地域住民の社会交流・国際交流の促進に関する事業
９．その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会　員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の２種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

（１）正会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
（２）賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　この法人の会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）
第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
（１）退会届の提出をしたとき
（２）本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
（３）継続して６か月以上会費を滞納したとき
（４）除名されたとき

（退会）
第10条　会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

（除名）
第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
（１）この定款等に違反したとき。
（２）この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第４章　役員及び職員

（種別及び定数）
第12条　この法人に次の役員を置く。
（１）理事　３人
（２）監事　１人
２　理事のうち、１人を代表理事とする。

（選任等）
第13条　理事及び監事は、社員総会において選任する。
２　代表理事は、理事の互選とする。
３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。
４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第14条　代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。
２　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3　理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を遂行する。

4　監事は、次に掲げる職務を行なう。

（1）理事の業務執行の状況を監査すること。

（2）この法人の財産の状況を監査すること。

（3）前２号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所管庁に報告すること。

（4）前号の報告をするため必要がある場合には、社員総会を招集すること。

（5）理事の業務遂行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第15条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。

2　前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の社員総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第16条 理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、社員総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第18条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前２項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

（職員）
第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
２ 職員は、代表理事が任免する。

第５章 社員総会

（種別）
第20条 この法人の社員総会は、通常社員総会及び臨時社員総会の２種とする。

（構成）
第21条 社員総会は、正会員をもって構成する。

（権能）
第22条 社員総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
(5) 事業報告及び活動決算
(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
(7) 入会金及び会費の額
(8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
(9) 事務局の組織及び運営
(10) その他運営に関する重要事項

（開催）
第23条 通常社員総会は、毎事業年度１回開催する。
２ 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第14条第４項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

（招集）
第24条 社員総会は、第23条第２項第３号の場合を除き、代表理事が招集する。
２ 代表理事は、第23条第２項第１号及び第２号の規定による請求があったときは、

その日から６０日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 社員総会の議長は、その社員総会において、出席した正会員の中から選出する。

（定足数）

第26条 社員総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条 社員総会における議決事項は、第24条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 社員総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第２項、第29条第１項第２号及び第49条の適用については、社員総会に出席したものとみなす。

4 社員総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条 社員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

3 前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、社員総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3) 社員総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 社員総会に付議すべき事項

(2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他社員総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の３分の２以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第32 条第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）
第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

（議決）
第35条 理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
２ 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（表決権等）
第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
２ やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
３ 前項の規定により表決した理事は、第35条第２項及び第37条第１項第２号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
４ 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）
第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
２ 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

第７章 資産及び会計

（資産の構成）
第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
(1) 設立の時の財産目録に記載された資産
(2) 入会金及び会費
(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益

(資産の管理)
第39条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)
第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)
第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

(事業計画及び予算)
第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、社員総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)
第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
２ 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)
第44条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、社員総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)
第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、社員総会の議決を経なければならない。
２ 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)
第46条 この法人の事業年度は、毎年１月１日に始まり１２月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、社員総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、社員総会に出席した正会員の３分の２以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第３項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的
(2) 名称
(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
(5) 社員の資格の得喪に関する事項
(6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
(7) 会議に関する事項
(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
(10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 社員総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 正会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続き開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消し

２ 前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３ 第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したと

きに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、社員総会において議決された者に譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、社員総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経て、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人ホームページに掲載して行う。

第10 章 雑則

（細則）

第53条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

１ この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２ この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事　神野　紀子
理事　佐藤　旭
理事　野口　博隆
監事　奥村　和令

３ この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第１項の規定にかかわらず、成立の日から令和９年１２月３１日までとする。

４ この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第42条の規定にかかわらず、

設立社員総会の定めるところによるものとする。

5　この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から令和８年１２月３１日までとする。

6　この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員　　入会金　０円　　年会費　０円

(2)賛助会員　入会金　０円　　年会費　０円

役 員 名 簿

特定非営利活動法人はるひの杜

役職名	氏　　名	住　所　又　は　居　所	報酬の有無
理　事	神野　紀子		無
理　事	佐藤　旭		無
理　事	野口　博隆		無
監　事	奥村　和令		無

設立趣旨書

1　趣旨

近年、不登校児童生徒の増加や子育てに対する不安、地域とのつながりの希薄化など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。また、外国人住民の増加に伴い、日本語教育や地域生活への支援の必要性も高まっています。
私は30年以上にわたり教育に携わり、学習塾を運営する中で、多くの子どもたちの学習支援に携わってきました。その中で、学力だけでは解決できない課題を抱え、学校へ行きづらさを感じている子どもや、安心して過ごせる居場所を必要とする子どもたち、そしてその保護者と数多く出会いました。
そのような経験から、一人ひとりが自分のペースで学び、小さな成功体験を積み重ねながら、自信を持って将来へ進んでいける環境を地域で実現したいと考えるようになりました。この思いを形にするため、フリースクール「はるひの杜」を開設し、学習支援をはじめ、体験活動、学校や教育委員会との連携、保護者支援などに取り組んできました。
今後は、フリースクール事業に加え、通信制高校に通う生徒へのサポート、日本語教育及び外国人支援事業、日本語教材の企画・制作・普及事業、地域交流及び国際交流事業などを通して、子どもから大人まで誰もが安心して学び、成長し、自分らしく生きることのできる地域社会の実現を目指していきます。
これらの活動を継続的かつ公益性の高い事業として発展させるためには、行政、学校、地域、企業及び関係団体との連携を深め、社会的信用を有する組織として活動していくことが重要であると考えました。そのため、任意での活動ではなく、特定非営利活動法人として組織基盤を整え、より多くの方々と協力しながら、地域社会に根ざした教育支援活動を継続・発展させ、誰もが安心して学び、自分らしく生きることのできる地域社会の実現に寄与するため、本法人を設立することといたしました。

2　申請に至るまでの経過

令和７年４月　不登校支援及びフリースクール設立に向けた検討を開始
令和８年２月　フリースクール「はるひの杜」を開設
令和８年４月　学校及び教育委員会との連携を開始
令和８年６月　通信制高校サポート事業の準備を開始
令和８年６月　特定非営利活動法人設立に向けた準備を開始
令和８年６月　設立社員を募り、設立総会を開催
令和８年７月　特定非営利活動法人「はるひの杜」の設立認証を申請

令和8年7月１日

特定非営利活動法人はるひの杜
設立代表者　住所又は居所

氏名　　神野　紀子

設立の初年度事業計画書

令和8年度事業計画書

法人設立の日から令和8年12月31日まで

特定非営利活動法人はるひの杜

1 事業実施の方針

設立初年度は、フリースクール事業の安定した運営を最優先とし、学校に通うことが難しい児童生徒に対して安心して過ごせる居場所及び学習機会を提供する。また、学校、教育委員会その他関係機関との連携を深めながら地域における支援体制の充実を図る。通信制高校サポート事業、日本語教育及び外国人支援事業、日本語教材の企画・制作事業並びに地域交流・国際交流事業については、今後の事業実施に向けた調査研究及び基盤整備を行う。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額(千円)
フリースクールの運営に関する事業	学校に通うことが難しい児童生徒に対し、居場所支援、個別学習支援、学習計画作成支援、進路相談、保護者相談、食育活動、自然体験活動及び創作活動を実施する。	通年	はるひの杜ほか	2人	不登校児童生徒及び保護者 約3人	550千円
学習支援に関する事業	フリースクール運営事業の一環として実施するため、本事業としては実施しない。	—	—	—	—	0千円
通信制高校のサポートに関する事業	通信制高校サポート事業開始に向けた調査研究及び支援体制の整備を行う。	通年	はるひの杜	1人	関係機関及び通信制高校への進学希望者等	0千円
子育て支援に関する事業	保護者相談等はフリースクール運営事業の一環として実施するため、本事業としては実施しない。	—	—	—	—	0千円

子どもの健全育成に関する事業	食育活動、自然体験活動及び創作活動はフリースクール運営事業の一環として実施するため、本事業としては実施しない。	—	—	—	—	0千円
日本語教育及び外国人支援に関する事業	日本語教育事業の開始に向けた調査研究及び準備を行う。	必要に応じ	はるひの杜	1人	外国人住民等	0千円
日本語教材の企画、制作及び普及に関する事業	日本語教材の企画及び制作に向けた調査研究を行う。	必要に応じ	はるひの杜	1人	日本語学習者等	0千円
子ども及び地域住民の社会交流・国際交流の促進に関する事業	地域交流及び国際交流事業の実施に向けた情報収集及び準備を行う。	必要に応じ	はるひの杜ほか	1人	地域住民等	0千円
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		必要に応じ				0千円

設立の翌年度事業計画書

令和9年度事業計画書

令和9年1月1日から令和9年12月31日まで

特定非営利活動法人はるひの杜

1 事業実施の方針

特定非営利活動法人はるひの杜は、子ども及び地域住民に対し、フリースクールの運営、学習支援、子どもの健全育成、日本語教育及び外国人支援等の事業を行い、誰もが安心して学び、成長できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

第2期は、フリースクール事業の安定運営及び利用者への学習支援の充実を図るとともに、通信制高校サポート事業を実施し、継続した学びを支援する。日本語教育及び外国人支援、日本語教材の企画・制作並びに地域交流・国際交流事業については、将来の実施に向けた調査、教材整備及び関係機関との連携等の準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

定款の事業名	事業内容	実施予定月日	実施予定場所	従事者の予定人数	受益対象者の範囲及び予定人数	事業費の予算額（千円）
フリースクールの運営に関する事業	学校に通うことが難しい児童生徒に対し、居場所支援、個別学習支援、学習計画作成支援、進路相談、保護者相談、食育活動、自然体験活動及び創作活動を実施する。	通年	はるひの杜ほか	2人	不登校児童生徒及び保護者 約3人	1,352　千円
学習支援に関する事業	フリースクール運営事業の一環として実施するため、本事業としては実施しない。	—	—	—	—	0千円
通信制高校のサポートに関する事業	通信制高校への進学相談、学習支援及び在籍支援を実施する。	通年	はるひの杜	1人	通信制高校への進学希望者等	317千円
子育て支援に関す	保護者相談等はフリースクール運営事業の一環として	—	—	—	—	0千円

る事業	実施するため、本事業としては実施しない。					
子どもの健全育成に関する事業	食育活動、自然体験活動及び創作活動はフリースクール運営事業の一環として実施するため、本事業としては実施しない。	—	—	—	—	0千円
日本語教育及び外国人支援に関する事業	日本語教育及び外国人支援事業の開始に向けた調査、教材整備及び関係機関との連携等の準備を行う。	必要に応じ	はるひの杜	1人	外国人住民等	0千円
日本語教材の企画、制作及び普及に関する事業	日本語教材の企画、制作及び普及に向けた研究及び試作を行う。	必要に応じ	はるひの杜	1人	日本語学習者等	0千円
子ども及び地域住民の社会交流・国際交流の促進に関する事業	地域交流及び国際交流事業の実施に向けた内容の検討及び関係機関との連携等の準備を行う。	必要に応じ	はるひの杜ほか	1人	地域住民等	0千円
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業		必要に応じ				0千円

令和８年度　活動予算書

法人設立の日から令和８年 12 月 31 日まで

特定非営利活動法人はるひの杜

科目	金額（単位：円）		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2　受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3　受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4　事業収益			
フリースクール利用料	250,800	250,800	
5　その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			250,800
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
施設使用料	165,000		
広告宣伝費(MEO)	132,000		
広告宣伝費(SNS)	132,000		
教材費	60,000		

食育活動費	10,000		
消耗品費	6,000		
保険料	10,000		
水道光熱費	20,000		
通信費	0		
旅費交通費	0		
研修費	10,000		
支払手数料	5,000		
その他経費計	550,000		
事業費計			550,000
2　管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	5,000		
減価償却費	0		
その他経費計	5,000		
管理費計		5,000	
経常費用計			555,000
当期経常増減額			△304,200
Ⅲ　経常外収益			
1　固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
1　過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△304,200
前期繰越正味財産額（設立年度は「設立時正味財産額」とする。）			0
次期繰越正味財産額			△304,200

令和９年度　活動予算書

令和９年１月１日から令和９年12月31日まで

特定非営利活動法人はるひの杜

科目	金額（単位：円）		
Ⅰ　経常収益			
1　受取会費			
正会員受取会費	0		
賛助会員受取会費	0	0	
2　受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0	0	
3　受取助成金等			
受取民間助成金	0	0	
4　事業収益			
フリースクール利用料	1,069,200		
通信制高校サポート事業	316,800	1,386,000	
5　その他収益			
受取利息	0		
雑収益	0	0	
経常収益計			1,386,000
Ⅱ　経常費用			
1　事業費			
(1) 人件費			
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
施設使用料	495,000		
広告宣伝費(MEO)	396,000		
広告宣伝費(SNS)	396,000		

教材費	180,000		
食育活動費	30,000		
消耗品費	18,000		
保険料	30,000		
水道光熱費	60,000		
通信費	12,000		
旅費交通費	12,000		
研修費	30,000		
支払手数料	10,000		
その他経費計	1,669,000		
事業費計			1,669,000
2　管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
会議費	10,000		
減価償却費	0		
その他経費計	10,000		
管理費計		10,000	
経常費用計			1,679,000
当期経常増減額			△293,000
Ⅲ　経常外収益			
1　固定資産売却益		0	
経常外収益計			0
Ⅳ　経常外費用			
1　過年度損益修正損		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			△293,000
前期繰越正味財産額（設立年度は「設立時正味財産額」とする。）			△304,200
次期繰越正味財産額			△597,200